

便利帳2026 CONTENTS

摂津市では、産業振興及び経済の活性化を図るため、事業者の皆様を支援するための各種制度を設けております。

商工業振興関連施策

- P1 1.摂津市創業支援メニュー
- P2 2.摂津市起業家融資補助金
- P3 3.創業促進テナント賃借料補助制度
- P4 4.摂津市企業立地等促進制度
- P6 5.摂津ビジネスサポートセンター
- P7 6.摂津市ビジネスマッチングフェア
- P8 7.摂津市中小企業事業資金融資
- P10 8.摂津市環境改善事業資金融資
- P11 9.摂津市中小企業育成事業補助金
- P12 10.中小企業経営改善支援コンサルタント派遣
- 11.小規模修繕工事希望者登録制度
- P13 12.中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度
- P16 13.摂津市商工業活性化補助金
- P17 14.先端設備等導入計画

雇用・労働

- P18 1.摂津市パートタイマー等退職金共済制度
- P20 2.就職面接会
- 3.摂津市障害者雇用助成金

その他

- P21 1.地元の事業所の紹介
- 2.摂津市物産品展示コーナー
- P22 3.各課からのお願い
- P25 4.摂津市商工会のご案内
- P29 5.摂津地区人権推進企業連絡会
- P30 6.各種相談業務について
- 7.その他の支援情報等

1. 摂津市創業支援メニュー ～起業をサポートします！～

概要

産業競争力強化法に基づき地域の創業を促進させるために、民間事業者等（市商工会、金融機関）と連携して創業支援事業計画を立て、市内での創業を応援しています。

内容

◎「創業サポート総合相談窓口」の設置

市内2か所（摂津市産業振興課及び摂津市産業支援ルーム）に「創業サポート総合相談窓口（ワンストップ窓口）」を設置し、創業前後に活用できる支援制度やセミナー等の情報提供、関係機関の紹介等を行い、創業にかかる問題解決をサポートしています。まずはご相談ください。

◎「専門相談窓口」の設置 ※特定創業支援事業

より専門的な相談・支援を継続的に受けることができるよう、摂津市商工会と日本政策金融公庫吹田支店、株式会社池田泉州銀行摂津支店に「専門相談窓口」を設置しています。

◎創業セミナーの開催 ※特定創業支援事業

事業計画書の作成をはじめ、起業に必要なスキルが習得できる「創業セミナー」を開催しています。

※特定創業支援事業とは

「特定創業支援事業」とは、創業にかかる「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援のことです。

この4項目について、1か月以上の期間、かつ4回以上（少なくとも1項目につき1回以上）の相談・支援を受けた方は、「特定創業支援により支援を受けたことの証明書」の交付が受けられ、下記のような優遇を受けることができます！

①法人を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます！

株式会社・合同会社：資本金の0.7% ⇒ 0.35%

※創業を行おうとする者、創業後5年未満の者が対象

※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減を受けることができません。

※摂津市の証明書をもって他の市区町村で創業又は会社を設立する場合は、対象となりません。

②創業関連保証の利用対象が拡大されます！

創業2か月前 ⇒ 創業6か月前から利用可能に！

③日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

④摂津市が行う「摂津市中小企業育成事業補助金」「中小企業経営改善支援コンサルタント派遣」の申請要件が緩和されます！

市内創業後1年以上の方 ⇒ 創業後すぐに利用可能！

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

2. 摂津市起業家融資補助金 ～起業をサポートします！～

概要

市内で創業を志す方や創業して5年を経過していない方が、補助対象金融機関が提供する起業家向け融資メニューを利用された場合に、一律5万円を補助することによって、起業をサポートしています。

内容

◎補助額 一律5万円 ※1 起業家につき1 回限り



対象

市内で創業を志す方、もしくは、創業して5年を経過していない方で、補助対象金融機関が提供する起業家向け融資を受けた方

「補助対象起業家向け融資」

池田泉州銀行	創業応援ローン「夢ひろがる」
関西みらい銀行	創業支援ファンド「トライG」創業支援融資「テイクオフ」
北おおさか信用金庫	創業等支援商品「始めくん」「北おおさかスタートローン」
日本政策金融公庫	「新規開業・スタートアップ支援資金」

※最新情報は市ホームページをご確認ください。

※いずれも、融資額が50万円以上かつ返済回数が12回以上のものに限る。

申込

摂津市補助金交付申請書（窓口にて）に、以下の書類を添えて提出

◎対象融資の実行が確認できる書類

池田泉州銀行	「ご融資明細書」、「融資取引明細書」など
関西みらい銀行	「ご返済予定表」など
北おおさか信用金庫	「融資取引明細書」「取引明細照合票」「ご返済予定表」など
日本政策金融公庫	「お支払額明細書」など

◎市内で営業を営んでいることを証することができる書類

- ・開業届
- ・履歴事項全部証明書
- ・賃貸契約書（事業所用であることがわかるものに限る）など

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

3. 創業促進テナント賃借料補助制度

～飲食店創業とその後の事業継続を支援します～

概要

市内で飲食店を創業する個人または新たに設立する法人に対し、創業とその後の事業を継続していただけるよう、テナント賃借料の一部を補助する制度です。

内容

◎補助額：テナント賃借料（共益費及び消費税除く）の2分の1、上限5万円/月

◎補助期間：交付決定の属する月から起算して6か月分（商店会等の商業団体に加入する場合は12か月）

※補助申請者は、中小企業経営改善コンサルタントの助言を受けること。

※初めて開設する店舗・事務所等の賃借料であること。

対象

次の1～7のいずれにも該当する方が対象です。



1. 摂津市内で飲食店の店舗を賃借し、個人または新たに設立した中小企業の会社として創業しようとする者、または創業して5年を経過していない者（ただし、他の者から事業を継承するものは除く）。
2. 飲食業を営む者であること。
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する事業を営むものでないこと。
4. 過去に、この制度に基づく同一の補助対象経費に対する補助金の交付を受けていないこと。
5. 補助金の申請を行う時点において、補助を申請する事業以外の職業（アルバイト、日雇い労働等を含む）に従事しておらず、かつ、補助の対象となる期間において補助対象事業以外の職業に従事しないこと（短期大学、大学、大学院に在籍する者は除く）。
6. 市税を滞納していないこと。
7. その他市長が不適当と認める創業でないこと。

申込

申請をお考えの方は、まずは産業振興課へご相談ください。中小企業経営改善支援コンサルタントの指導を受け、事業計画書を作成し、下記必要書類とともに市へご提出いただく必要があります。

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 賃貸契約書の写し
4. 市税の納税証明書又は非課税証明書
5. 登記事項証明書及び法人設立（開設）届出書の写し
6. 商店街において創業する場合にあっては、当該創業に対する当該商店街の代表者の同意書又は商店街に加入したことを証明できるもの
7. フランチャイズチェーン店を創業する場合にあっては、フランチャイズチェーン契約をしたことが確認できる書類
8. 学生が創業する場合にあっては、在学を証明することができる書類
9. 創業後5年未満の者のうち、個人で開業してるものにあっては、個人事業の開業・廃業等届出書

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

4. 摂津市企業立地等促進制度

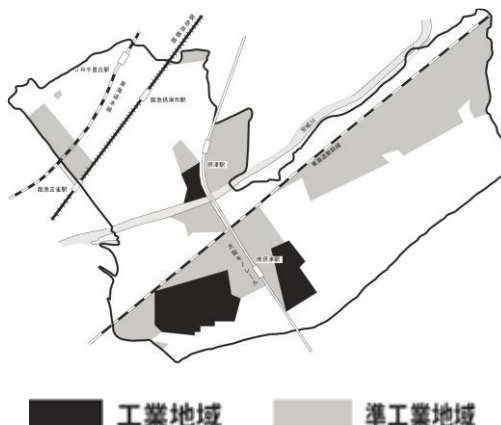
～新たな投資を応援します！～

概要

事業所の新築・建替・増築に係る当該の土地購入・新設家屋・同施設内に設置する設備に課税される固定資産税（土地・家屋・償却資産）の1/2を3年間、奨励金として交付します。

また、環境充実の支援策として、太陽光発電装置・事業所内保育施設・特例子会社等の設置など特別な資産（特例償却資産）は、固定資産納税額の全額を交付します。

◎交付決定事業者は、産業振興、雇用拡大、その他地域経済活性化を図るための市の施策に協力すること

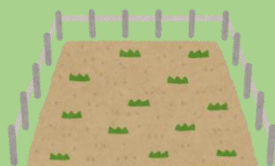


対象

営利を目的として営む法人（小売業・不動産賃貸借や風営法にかかる事業所を除く）であって、工業地域、準工業地域、その他市長の認める地域において、土地取得、建物の新築・建替・増築、設備（償却資産）を設置をする事業所

1. 土地

自己の事業に供する建物の建築などで新たに購入した土地
※土地取得日から建設工事着手まで2年未満の土地が対象
※面積要件なし



2. 家屋

自己の事業に供する建物として、新築・建替・増築をした延床面積が100㎡以上の家屋
※賃貸の場合は対象外



3. 設備（償却資産）

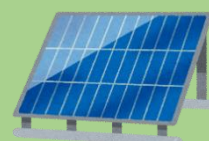
◎新築・建替・増築をした家屋に新設した設備全てが対象
※金額要件なし
◎既存施設に新設した取得価格の合計額が1,000万円以上の設備が対象



4. 設備（特例償却資産）

太陽光発電装置や事業所内保育施設・障害者雇用を推進する特例子会社などに設置する設備

該当部の奨励金額を
2分の1から全額へ



◎借地の場合は家屋と設備（償却資産）、賃貸の場合は設備（償却資産）が対象

内容

<奨励金額>

対象資産に係る固定資産税額の **1/2**

※年間奨励金額は、1 事業者につき **5,000万円を上限**とする

※都市計画税は対象外

ただし、下記の**特例償却資産**については、**固定資産税額の全額を交付**

1. 太陽光発電装置
2. 事業所内保育施設に設置する設備
3. 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律44条に規定する認可を受けた施設）に設置する設備
4. その他事業環境の向上に資する償却資産として市長が認めたもの

<奨励金交付期間>

対象資産に係る固定資産税が最初に課される年度から**3年間**

申請方法

対象資産に係る固定資産税賦課開始後、産業振興課で交付申請手続きを行ってください。

<申請期限>

対象資産に係る固定資産税が賦課された日の属する年度の末日まで

<奨励金交付までの流れ>

- ①工事着手
 - ②工事・設備設置完了
 - ③固定資産税賦課
 - ④交付申請（市の審査・交付決定）
 - ⑤固定資産税完納
 - ⑥交付請求（市から奨励金交付）
- ※以後、③～⑥を繰り返す（最長3年間）



問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎ 06-6383-1362

※事業所内保育施設の整備に関することは

摂津市 こども家庭部 保育教育課 ☎ 06-6383-1184



その他制度

<先端設備等導入計画について>

摂津市内に事業所を有する中小企業等が、摂津市の「導入促進基本計画」に沿った先端設備等導入計画を策定し、摂津市の認定を受けて先端設備等を導入する場合、**固定資産税の特例**などの支援措置を受けることができます。

詳細は、17ページをご確認ください。

※摂津市企業立地等促進奨励金と並行して利用可能です

5. 摂津ビジネスサポートセンター

～経営に関する課題や悩みをご相談ください！～

概要

摂津市では、市内事業所の皆さまが経営に関する課題や悩みについて、相談をしていただけるビジネスサポートセンターを開設しています。

業態転換への支援、新たな販路開拓、新製品開発の支援等、さまざまな相談にお応えいたします。令和5年度（2023年度）からは、相談予約が取りやすいように相談の上限（年間6回）を定めるとともに、相談者の事情に応じて開設日以外でも特別枠※にて、市内事業者の相談ニーズに柔軟に対応します。女性経営者の方でも相談していただきやすいように女性専門家を配置し、また、これから創業を考えている方でも気軽にご相談いただけるよう相談体制の充実を図っています。

本センターでは、自社の強みや課題点、また、今後の創業に向けた計画等を整理していただくことから始めていきます。

また、本センターで新商品開発の指導を受け、商品開発を実現されました市内中小事業者は、「新商品開発支援補助金」（上限10万円/補助率1/2）をご活用いただくことも可能です。経営のお悩みがございましたら、是非一度、ご相談ください。

場所・時間

南千里丘4-35 3階 ビジネスサポートセンター

毎週火曜日・木曜日（祝日、年末年始除く） 9時から17時まで

※別途、特別枠を設けています。

相談方法

- ・電話（06-6170-6411）
- ・メール（ss-b-support@siren.ocn.ne.jp）
- ・ホームページ

のいずれかで相談を予約のうえ、センターへ来所ください。

相談時間 1回あたり90分間（無料）

- 1 10時から11時30分まで
- 2 13時から14時30分まで
- 3 15時から16時30分まで

対象

摂津市内で事業を営んでいる法人・個人事業主

※業種は問いません。

今後市内で事業を志す方でも相談可能です。

センター連絡先

ビジネスサポートセンター ☎06-6170-6411

E-mail: ss-b-support@siren.ocn.ne.jp

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362



ビジネスサポートセンター
ホームページ

6. 摂津市ビジネスマッチングフェア

～企業間連携・新たな販路開拓に！～

概要

「企業間連携」をテーマに、販路開拓やビジネスチャンスを生み出す場として産業振興連携協定を締結している摂津市・摂津市商工会・北おおさか信用金庫・きたしん総合研究所と「ビジネスマッチングフェア」を開催しています。

令和7年度（2025年度）は、12回目となるフェアを摂津市商工会にて会場開催し、市内事業者を中心に39社45名に参加いただきました。過去に本フェアにご参加いただいた事業者からは、実際に本フェアをきっかけに取引へ繋がったとのお声もいただいています。

摂津市は、市域に約4,000の事業所が所在し、北摂きっての、さらには大阪府下でも有数の「産業のまち」であります。優れた技術を持ち、それぞれの分野で大きなシェアを占める企業も数多く活躍されています。このような特性を更に伸ばすべく、ものづくり企業がそれぞれの自慢の製品や技術を持ち寄られ、相互交流や情報交換を通じて新たなアイデアや機会を得られるようなビジネスイベントを今後も開催していきます。

※令和8年度（2026年度）は令和9年（2027年）2月上旬での開催を予定しています。

開催内容は、決定次第、市ホームページ等でご案内させていただく予定です。

ビジネスチャンスのヒントがここにある！
業種を超えた交流が生み出す新たなチャンス！

摂津市ビジネス マッチングフェア

第1部 講演会
第2部 交流会・マッチング・企業紹介プレゼン

2026.
2.3 火 15:00-18:00 摂津市商工会
定員50名・先着 参加費無料

摂津市生活環境部産業振興課 FAX 06-6319-5068
摂津市商工会 FAX 06-6318-2555
北おおさか信用金庫 業務推進部 FAX 072-621-9368



※参加申込はホームページから直接申込みをしてください。摂津市商工会で検索してください。

FAXはメールアドレス間違いなどトラブルが多いので、できるだけホームページからの直接申込をお願いいたします。

※ご記入頂きました会社名・PR等は参加者様一覧として事前配布いたします。

※第11部の企業紹介プレゼンテーションは5分間・4社まで募集いたします。
(応募多数の場合は主催者により選考いたします。)

※第11部の企業マッチングは申込締切以降に希望企業を募集、当日会場にてアナウンスいたします。

申込期限 令和8年1月19日(月)

参加申込書

フリガナ		
会社名	TEL	
住所	〒	
参加者	①氏名	部署 役職名
	②氏名	部署 役職名
	③氏名	部署 役職名
※メール	※申込後に受付確認メールを送りますので必ずご記入ください。	
業種		
売り込みたい商品・技術・サービス等 (30文字程度)		
探している商品・技術・サービス等 (30文字程度)		
第11部 企業紹介プレゼンテーション(各企業5分・4社まで) ※応募多数の場合は主催者により選考します		
☐ 希望する		

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

7. 摂津市中小企業事業資金融資

～完済後に保証料の全額・利息の2分の1を補給～

概要

この融資は、市内で事業を営む中小企業者の方が、金融機関から事業に必要な資金を借り入れることができるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあつせんする制度です。

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給するので、実質、超低金利な融資を提供しています。

内容

◎融資限度額 1,000万円以内

※保証協会に他の保証残高がある場合は、融資額に制約があります。

◎融資条件 ※年度途中で変更となる場合があります。

資金使途	融資期間	貸付利子	返済方法	信用保証料	連帯保証人
運転資金	600万円以内	5年以内	毎月元金均等分割返済 (据置期間6カ月以内)	信用保証協会が 定める利率 (年0.5%～2.2% 以下)の9段階	原則として 個人：不要 法人：代表者のみ
設備資金	5年以内	固定0.8%			
	600万円以上 7年以内	5年超 固定1.0%			

◎補給金について

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給します。

取扱金融機関

◎尼崎信用金庫 摂津支店 ☎06-6389-2241
◎池田泉州銀行 摂津支店 ☎06-4862-0055
千里丘支店 ☎06-6330-2851
◎関西みらい銀行 千里丘駅前支店 ☎06-6389-1271
正雀支店 ☎06-6382-3801
鳥飼支店 ☎06-6382-3801

◎北おおさか信用金庫 正雀支店 ☎06-6381-4481
千里丘支店 ☎06-6388-1441
鳥飼支店 ☎072-654-4600
◎京都銀行 摂津支店 ☎06-6318-2611



対象

市内（原則として同一場所）で6 カ月以上引続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者（注）で、具体的な事業計画を有しており、金融機関による融資後のサポートを受けることが可能な方。

※確定申告や決算の時期が未到来で、確定申告書や決算書の作成が行われていない時点での融資申込はできません。

（注）小規模企業者とは、
常時使用する従業員の数が20 人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5 人以下）の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2 条第3 項第1 号から第6 号までに定めるもの。（法施行令第1 条の特定事業を行うもの）

「融資対象業種」

- | | |
|---|--|
| ①製 造 業
（物品の加工修理業、情報処理サービス業、ソフトウェア業を含む） | ⑩倉 庫 業
（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む） |
| ② 鉱 業 | ⑪ 印 刷 業 |
| ③ 土石採取業 | ⑫ 出 版 業 |
| ④ 木材伐出業 | ⑬ 飲食店業 |
| ⑤ 建 設 業 | ⑭ 保険媒介代理業 |
| ⑥ 物品販売業
（動植物、その他普通に物品としないものの販売業を含む） | ⑮ サービス業
（申込み出来ない業種もありますので、窓口でご相談ください） |
| ⑦ 不動産業 | ⑯ 郵 便 業 |
| ⑧ 運 送 業 | ⑰ 電気通信業 |
| ⑨ 通 運 業 | ⑱ 電気・ガス・熱供給・水道業 |

申込

- ◎申込手続は、必ず代表者ご本人が行ってください。
- ◎申込は、随時、窓口で受付を行っています。
ただし、融資額が一定の額に達したときは、申込み受付を中止することがあります。
- ◎市の中小企業事業資金融資には規定の金利・信用保証料以外の手数料は一切ありません。

※下記のいずれかに該当する場合は、この制度を利用できません。

- ◎農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO 等）などの業種の場合
- ◎原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合、また、それらの保証人となっている場合
- ◎原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に遅延等の債務不履行等がある場合、また、それらの保証人となっている場合
- ◎銀行取引停止処分を受け2 年を経過していない場合（原則として、第1 回不渡発生後6 ヶ月を経過していない場合も含む）
- ◎許認可及び登録等を必要とする事業で当該許認可及び登録を受けていない場合
- ◎原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金用途目的以外に流用されていた場合
- ◎暴力的不法行為者及び反社会的勢力が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在する場合
- ◎転貸資金及び融資対象設備を摂津市外に設置する場合

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

8. 摂津市環境改善事業資金融資 ～保証料の全額・利息の2分の1を補給～

概要

この融資は、市内の準工業地域で事業を営む中小企業者の方が、公害の防止など環境改善に資する設備の導入に際して、金融機関から必要な資金を借り入れできるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあつせんする制度です。

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給するので、実質、超低金利な融資を提供しています。

内容

◎融資限度額 300万円以内

※保証協会に他の保証残高がある場合は、融資額に制約があります。

300万円を超える設備導入の場合は、摂津市中小企業事業資金融資（限度額1,000万円）と併せてお申込みいただけます。合算での融資限度額は1,300万円となります。

◎融資条件 ※年度途中で変更となる場合があります。

資金使途	融資期間	貸付利率	返済方法	信用保証料	連帯保証人
設備資金	5年以内	固定0.8%	毎月元金均等分割返済 (据置期間6カ月以内)	信用保証協会が 定める利率 (年0.5%～2.2% 以下)の9段階	原則として 個人：不要 法人：代表者のみ

※合算で利用される場合は、摂津市中小企業事業資金融資の融資条件となります。

◎資金使途

環境（騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁等）の改善に資する設備資金

ex. 防音パネルの設置、低騒音型・低振動型各種機械への買替、集塵装置・ろ過装置等の設置等

※申込時の注意

- ・申込金額は、見積書金額内となるため、最終見積書が出た時点でお申し込みください。
- ・見積書、事業計画書などにより環境改善に資する設備か判断する審査があります。

対象

市内（原則として同一場所）で6カ月以上引続き同一事業を営む企業者のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域に事業所を有し、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者（注）で、具体的な事業計画を有しており、金融機関による融資後のサポートを受けることが可能な方。

※確定申告や決算の時期が未到来で、確定申告書や決算書の作成が行われていない時点での融資申込はできません。

※対象業種については、「摂津市中小企業事業資金融資」の要件と同様です。

（注）小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定めるもの。（法施行令第1条の特定事業を行うもの）

9. 摂津市中小企業育成事業補助金

～展示会出展・人材育成に活用できます！～

概要

市内中小企業者が企業価値や資質の向上をめざし、積極的に能力開発や商品研究、販路開拓などに取り組むために参加した指定の研修や展示商談会などに要した費用の一部を補助しています。

内容

補助対象となる研修や展示会・商談会の参加に要した費用のうち2分の1を補助します。ただし、1年度中、1中小企業者につき合計5万円を上限とします。

展示会・商談会については、出展料が100万円を超えるもの、もしくは大阪府の大規模展示商談会活用事業の補助対象に該当する場合は、1年度中、1中小企業者につき合計30万円を上限とします。

※常設展示等で月々に一定額の展示料が発生する場合は、1か月分を補助します。

※各事業における研修費、出展料が補助対象経費であり、付随的に発生する諸費用については、補助対象外となります。

対象

市内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者で、下記の補助対象となる研修会や商談会を利用された方

展示会・商談会については幅広く補助対象としていますが、補助金申請前にご相談ください。

- ◎中小企業大学校関西校が実施する研修
- ◎ポリテクセンター関西が実施する研修
- ◎府立高等職業技術専門校が実施するテクノ講座への受講
- ◎各種展示会・商談会

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362



10. 中小企業経営改善支援コンサルタント派遣 ～経営の改善や新たな取り組みに！～

概要

市内事業者に対して、経営改善のためのコンサルタントを派遣しています。コンサルタントによる指導・助言を行うことにより、中小企業の経営改善及び振興を支援しています。

内容

中小企業診断士などの資格を持ち、派遣先事業所の業務内容に精通したコンサルタントを派遣します。

- ◎派遣回数は最大3回です。
- ◎事業主との面談・決算関係資料の分析・現場視察などを通じて、事業の実態を把握します。
- ◎口頭での助言だけでなく、報告書を作成し、書面で助言を行います。

対象

市内で引き続き1年以上事業を営み、積極的に経営の改善に取り組む姿勢を持ち、コンサルタントの派遣を希望する中小企業者

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

11. 小規模修繕工事希望者登録制度 ～小規模修繕工事の受注機会拡大に！～



概要

市が発注する小規模な修繕工事契約（130万円未満）を希望する方を登録し、業者選定の際に積極的に対象とすることで、市内の小規模事業者の受注機会を拡大することを目的としています。

対象

市内に主たる事業所を有する方で、市の入札参加有資格者名簿に登録されていない方
※事業形態（個人・法人）や建設業の許可の有無・経営規模・従業員数は問いません。

問合せ

摂津市 総務部 財政課 ☎06-6383-1329

12. 中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度 ～知名度向上と販路開拓に！～

概要

摂津市と摂津市商工会が『中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定委員会』を立ち上げ、摂津市内の事業所等が生み出した一定の基準を満たす優れた商品及び技術を、摂津ブランド「摂津優品（せっつすぐれもん）」「摂津優技（せっつすぐれわざ）」として認定します。認定された商品・技術の情報を発信することで、中小企業の躍進、産業振興、地域活性化に繋がっていきます。また、ブランドの確立とさらなる技術力向上への一助となるよう、認定後のさまざまな支援メニューを用意しています。

「認定のメリット」

- ◎認定商品・技術をPRするための広報費補助及び各種商談会への出展補助が受けられます。
（摂津ブランド販路拡大支援補助金：1年度あたり上限10万円、補助率1/2 ※出展料が100万円を超えるもの、もしくは大阪府の大規模展示商談会活用事業の対象展示商談会に出展する場合は上限35万円）
- ◎販売促進・課題解決のため専門家派遣による経営指導が受けられます。
（経営改善支援コンサルタント派遣：無料・1年度あたり3回まで）
- ◎摂津市及び摂津市商工会がホームページへの掲載等、情報発信を積極的に行います。
- ◎摂津市及び摂津市商工会が主催するイベント等でPRをします。
（大阪勧業展へ摂津ブランド認定委員会ブースとして共同出展予定）
- ◎「摂津優品（せっつすぐれもん）」「摂津優技（せっつすぐれわざ）」ロゴマークが使用できます。

対象

摂津市内の事業所等で主体的に企画から製造された商品等及び、摂津市内の事業所等が有する優れた技術等

- ※本社又は製造拠点が摂津市内にあり、その実態が1年以上ある中小企業者及び団体であること
- ※申請者が一度に申請できるのは、1品目まで
- ※別途認定基準あり

応募方法

応募期間中に申込書類を提出 ※申込にあたっては、事前に摂津市商工会までご相談ください。
書類審査及びプレゼンテーションにより、中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定委員会の審査を経て、認定します。

（令和8年度（2026年度）については、詳細が決まり次第、市ホームページ等でご案内させていただく予定です。）

問合せ

中小企業応援プロジェクト！
摂津ブランド認定委員会事務局
摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362
摂津市商工会 ☎06-6318-2800





摂津ブランド認定品・認定技術紹介

平成29年度（2017年度）～令和7年度（2025年度）
認定品・認定技術



Taiyo no kaori パスタブレット

企業情報

(株)CONNY HALF
〒566-0035
摂津市鶴野2-9-19-402
TEL：072-665-9625



<パスタブレット>

mufuセラムシリーズ（C10セラム、ACセラム）

企業情報

プリマール(株)
〒566-0071
摂津市鳥飼下3-2-9
TEL：072-653-4215



<mufuセラムシリーズ>

TOYOドラム缶テーブルセット

企業情報

(株)東洋工作所
〒566-0063
摂津市鳥飼銘木町11-8
TEL：072-650-3111



<ドラム缶テーブル>

Exidéal（エクスイディアル）LED美顔器

企業情報

(株)ハスラック
〒566-0055
摂津市新在家2-2-6
TEL：06-6827-0303



<LED美顔器>



有限会社ワコーメタル

企業情報

〒566-0052
摂津市鳥飼本町2-12-32
TEL：072-653-3011



<最新のファイバーレーザ技術>



木下らんま店

企業情報

〒566-0053
摂津市鳥飼野々1-27-24
TEL：072-654-4152



<大阪欄間の製作及び欄間技術を用いた製品製作>



有限会社大日本スプリング製作所

企業情報

〒566-0064
摂津市鳥飼中3-3-41
TEL：072-650-2530



<ばね加工技術>

ハコセトラ シリーズ

企業情報

(株)花岡工務店
〒566-0055
摂津市新在家2-1-19
TEL：06-6340-7376



<オーダーメイドサウナ>

摂津市特産品のWe米（粉）を使用したパン

企業情報

(株)フォレストフィールド
〒566-0045
摂津市南別府町16-21
TEL：06-4862-2102



<パン>



ホクト工業

企業情報

〒566-0052
摂津市鳥飼本町3-7-2
TEL：072-654-6608



<微細金型溶接補修、機械加工での加工欠損部補修>



(株)マスパックプロダクツ

企業情報

〒566-0045
摂津市南別府町1-3
TEL：06-6340-5321



<紙・段ボール製店頭ディスプレイの製造>



(株)レイホー製作所

企業情報

〒566-0064
摂津市鳥飼中3-9-29
TEL：072-654-5562



<窯業・土石製品製造業>



(株)トーコー

企業情報

〒566-0052
摂津市鳥飼本町2-11-33
TEL : 072-650-3010



<アルミ加工業>

アウトドア&スキンミスト

企業情報

(株)CONNY HALF
〒566-0035
摂津市鶴野2-9-19-402
TEL : 072-665-9625



<アルコールフリースプレー>

ソープトワレ

企業情報

(株)大阪エース
〒566-0035
摂津市鶴野2-9-19-1F
TEL : 072-636-8201



<携帯用紙せつけん>

吉祥文様 真鍮製和柄小物

企業情報

ランコーポレーション
〒566-0073
摂津市鳥飼和道2-4-10
TEL : 072-650-3220



<インテリア雑貨>

こども向け 足踏み式消毒液スタンド

企業情報

(株)三陽電設
〒566-0055
摂津市新在家1-25-14
TEL : 06-6349-5511



<消毒液スタンド>

純銅たたき出しランプシェード
「TSUCHIME1.2シリーズ」

企業情報

(株)山辺板金工作所
〒566-0011
摂津市千里丘東1-1-26
TEL : 072-623-3592



<ランプシェード>

アロマシール

企業情報

(株)松本製作所
〒566-0042
摂津市東別府5-1-40
TEL : 06-4862-8883



<香り付けシール>

BOSS HOBBY スクエア・プレート

企業情報

(有)岡田工芸社
〒566-0072
摂津市鳥飼西4-25-15
TEL : 072-653-3115



<玩具>

セイバーオードリンSP

企業情報

アクティブプリント(株)
〒566-0062
摂津市鳥飼上4-11-25
TEL : 072-653-0937



<除菌・消臭剤>

らんま職人が作る名刺入れ

企業情報

木下らんま店
〒566-0053
摂津市鳥飼野々1-27-24
TEL : 072-654-4152



<名刺入れ>

まぼろしの鳥飼なす漬

企業情報

前村食品
〒566-0062
摂津市鳥飼上3-1-15
TEL : 072-654-9291



<漬物>

古川皓一作バイオリン

企業情報

古川皓一バイオリン工房
〒566-0011
摂津市千里丘東1-11-21
TEL : 072-624-7648



<楽器>

男十撫せっけん(オトナセッケン)

企業情報

(株)大阪エース
〒566-0035
摂津市鶴野2-9-19-1F
TEL : 072-636-8201



男十撫せっけん
＜石鹸＞

Hawk Tee (ホークティー) 85

企業情報

三島金型(株)
〒566-0046
摂津市別府1-14-17
TEL : 06-6349-8904



＜ゴルフティー＞

EYESPOT (アイスポット)

企業情報

(株)ブライトリバー
〒566-0044
摂津市西一津屋2-12
TEL : 06-6829-0252



＜釣竿用グリップ＞

Chibi丸ちゃんミラーボール

企業情報

(株)日照
〒566-0035
摂津市鶴野3-8-7
TEL : 072-634-1231



＜卓上型ミラーボール＞

スライドグリルスター☆「丸焼きくん」

企業情報

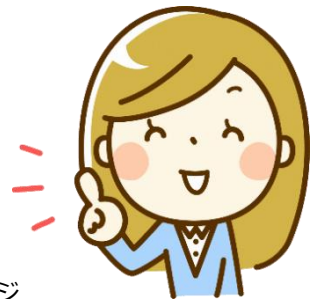
(株)カネタ
〒566-0064
摂津市鳥飼中2-3-11
TEL : 072-654-1637



＜BBQグリル＞



摂津ブランドホームページ



13. 摂津市商工業活性化補助金

～市内商工業の活性化に！～

概要

市内の商工業の活性化を図るため商店会や商工会などが行う取組みに対して、市が費用の一部を補助をする制度です。

対象

商店会や商店連合会、商工会などが行うイベント等の取組み

＜取組み例＞

◎商店会における夏祭り ◎100 円商店街 ◎摂津まちゼミ など

申込

補助金交付申請書を提出 ※対象となる取組みを企画している際は、事前にご相談ください。

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

1 4. 先端設備等導入計画

～設備投資に係る固定資産税の特例を受けられます～

中小企業等経営強化法「先端設備等導入計画」に基づく、市内中小企業者等が本市の認定を受けて新たに行った生産性向上に資する設備投資に係る償却資産の固定資産税は、1.5%以上の賃上げ表明有りの場合、3年間、課税標準が1/2に、3%以上の賃上げ表明有りの場合、5年間、課税標準額が1/4に軽減されます。
※令和9年3月31日までに取得した設備

本市では国に導入促進基本計画の同意をうけ、生産性向上の実現に取り組む市内中小企業者を支援してまいります。

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「**先端設備等導入計画**」の認定後に取得することが**【必須】**です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「**投資計画に関する確認書**」も同時に提出する必要があります。（変更申請により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



摂津市の導入促進基本計画

労働生産性に関する目標	年平均3%以上向上することが見込まれること	導入促進基本計画の期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
対象地域	市域全体	先端設備等導入計画の計画期間	3年間・4年間・5年間のいずれか
対象業種・事業	機械装置・測量工具及び検査工具 器具備品・建物付属設備・ソフトウェア	投資計画について	年平均の投資利益率が5%以上となる ことが見込まれること

問合せ

詳細は、ホームページをご覧ください



摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎ 06-6383-1362

雇用・労働

1. 摂津市パートタイマー等退職金共済制度

～大切な従業員の福利厚生・雇用の安定のために～

概要

パートタイマー等退職金共済制度は、摂津市が事業主にかわってパートタイマー等に退職金を支払う制度です。

メリット① 市の制度なら安全・確実！

この制度は、摂津市が所得税法施行令で定める特定退職金共済団体となり、退職金制度が整っていない事業所にかわって退職金事業をおこなう制度です。

このような制度で最も重要なことは、制度の持続性、積立金管理の安全性、退職金に対する給付の確実性が保証されていることです。

本制度は摂津市が条例に基づいて運営していますので、上記の諸条件は十分に満たされています。



メリット② 税制面で有利！

この制度では、事務運営経費等は全額市が負担します。したがって、納められた掛金とその運用収益はすべて退職金を支給する原資に充てられ、退職金が掛金を下回ることはありません。

また、事業主が納付する掛金は、全額非課税の扱い（法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費）となります。さらに、退職金控除により、退職時にパートタイマー等従業員が受け取る退職金も非課税です。



メリット③ 国の制度と重複加入が可能！

この制度は、国の制度である中小企業退職金共済との重複加入もできます。この場合、両制度に加入し納付した掛金はその全額が非課税扱いになります。

ただし、現に他の特定退職金共済制度に加入しているパートタイマー等従業員は加入することはできません。



対象

◎事業主（共済契約者）

摂津市内に事業所を有する事業主であれば誰でも当該事業所のパートタイマー等従業員を被共済者として加入させることができます。

◎加入者（被共済者）

継続して就労する者であれば一般従業員、パートタイマーを問わず加入できます。ただし、事業主又は事業主と生計を一にする親族、使用人等は加入できません。

掛金

毎月の掛金は、被共済者一人につき月額2,000円で、共済契約者である事業主の負担で、前月25日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に口座振替で納付していただきます。掛金及びその運用による利益は、すべて退職金を支給する原資に充てるため、共済契約者には返還いたしません。

※正当な理由がなく振替不能が続く場合は、契約解除の扱いとなりますのでご注意ください。

退職金

・被共済者が退職したときは、**被共済者（従業員）本人に退職金を支給**します。

支給額は、加入期間に応じて摂津市パートタイマー等退職金共済条例で規定する金額です。

※退職金等はいかなる場合（懲戒免職の場合を含む）にも事業主にはお支払いできませんのでご注意ください。

・10年以上在会している被共済者が退職したときは、被共済者に「長期在会加給金」を加算して支給します。

・被共済者が死亡による退職の場合は、その遺族に遺族一時金を支給します。
この場合の遺族一時金額は、退職金額に10,000円を加算した金額です。

・共済契約が解約されたときは、被共済者に退職金と同額の解約手当金を支給します。

退職金支給表（一例）

加入期間	給付額	加入期間	給付額
1年	24,100円	5年	122,900円
2年	48,400円	10年	252,200円
3年	73,000円	15年	388,200円
4年	97,900円	20年	531,100円

長期在会加給金給付表

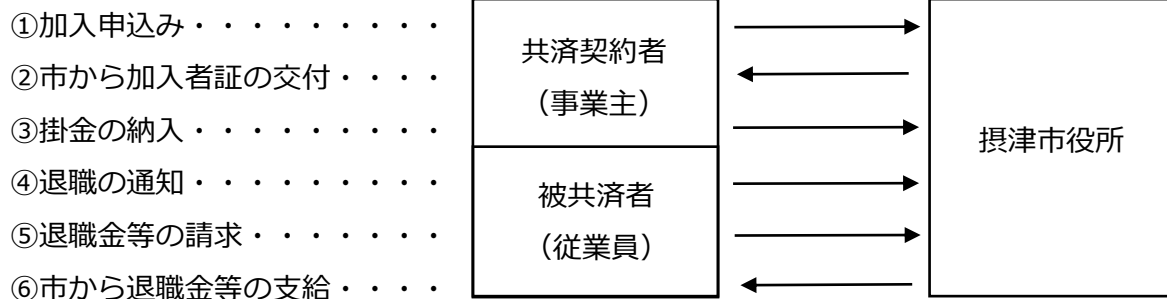
加入期間	給付額
10年以上15年未満	10,000円
15年以上20年未満	15,000円
20年以上25年未満	20,000円
25年以上	25,000円

申込

当制度へ加入できる時期は、年4回（毎年5月、8月、11月、2月の各1日）です。

事業主は、加入させようとする従業員の同意を取り、加入月の前月10日までに、加入申込書を産業振興課に提出してください。

追加加入の場合も上記の時期に受け付けます。



問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362



2. 就職面接会

～人材の確保に！～

概要

事業所の人材確保を支援するため、就職面接会（就職フェア）を開催しています。求人募集される事業所には、会場内にブースを設置し、求職者と直接採用面接を行っていただきます。参加費・出展料などはすべて無料です。開催日程等の詳細については、別途お問合せください。《各種就職フェア》

◎摂津市福祉就職フェア

毎年7月頃、市内介護保険事業者との協働で、市内就労の拡大を目的に就職説明会を開催しています。

◎摂津市障がい者就職フェア

毎年8月頃、ハローワーク茨木と連携して障がい者を対象とした就職面接会を開催しています。企業のCSRにおいて障がい者雇用が重要視される今般、積極的なご参加をお願いいたします。

◎三市一町合同就職フェア

毎年1月頃、ハローワーク茨木管内の三市一町（摂津市・茨木市・高槻市・島本町）が合同で、一般求職者向けの就職面接会を実施しています。

◎摂津市おしごとフェア

毎年2月頃、ハローワーク茨木と連携して一般求職者を対象とした就職面接会を開催しています。

※令和8年度（2026年度）の参加企業の募集につきましては、通常、開催の3か月ほど前にさせていただきます。開催が決まり次第、市ホームページ等で企業募集等のご案内をさせていただきます。予定です。

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

3. 摂津市障害者雇用助成金

～障害者の雇用に！～

概要

摂津市在住の障害者を常用労働者として雇用する事業主に対し、雇用助成金を支給することにより、障害者の職業自立及び福祉の増進、障害者雇用の促進と安定を図ります。

支給要件

次の①～③のすべてを満たす事業主 ①公共職業安定所の紹介により、摂津市在住の障害者を常用労働者として雇用 ②すでに国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、その支給期間終了後も継続して当該障害者を雇用 ③常用労働者300人以下

※特定求職者雇用開発助成金の支給期間が終了した日から3か月以内に申請が必要です。

問合せ

摂津市 保健福祉部 障害福祉課 ☎06-6383-1374

その他

1. 地元の事業所の紹介



市内の様々な業種の事業所のPRや特色、採用に関することなどを発信するページです。販路開拓・受発注・研究開発等の企業間取引の拡大や雇用の促進により、産業の活性化及び振興を目的としています。

対象：摂津市内に事業所を有する企業・個人事業主

株式会社セツピィ

基本情報

所在地
06-6355
摂津市三島 1-1-1

電話番号
06-6383-1362

FAX
06-6319-5068

従業員数
700 名

事業所ホームページ
<https://>

採用情報ホームページ
<https://>

掲載例

こんなことをしています

摂津市役所本庁の4 階で、企業・中小企業との交流、訪問・雇用・労働に関する、消費生活相談、観光振興などの業務を行っています。最近では、製品等・スクラップの事業も開始しました。

掲載例

わが社のここがすごい

平成 29 年に「摂津アワード」のプラチナ賞をいただき、市内の中小企業を支援する目的で、市内の事業所間で生産・製造・加工された商品「摂津美品（すていむ）」として認定を開始しました。また、市内の企業と連携した技術を持つ企業を「摂津連携（すていわ）」として認定を開始し、情報発信、知名度向上など、販路開拓を支援しています。

メッセージ

我が社では新規採用も随時行っています。左記の職務経歴表からの応募をお願いいたします。お気軽にお問い合わせください。

※上記は例です。実際の企業・中小会社ではありません。



地元企業
紹介ページ



掲載依頼
フォーム

<こちらのフォームよりお申込みください>

2. 摂津市物産品展示コーナー

～事業所のPR に！～

概要

市では、事業所のPRや事業の紹介のために、物産品展示コーナーを設けています。展示にともなう費用は一切かかりません。

※搬入搬出にかかる費用は事業所負担になります。

内容

◎市役所1 階ロビー

- ◎大きさ 最大縦40cm・横65cm・奥行40cm
- ◎重さ 5 キロ程度。

◎産業支援ルーム前

産業支援ルーム（南千里丘4-35 3 階）

- ◎大きさ 最大縦30cm・横72cm・奥行35cm
- ◎重さ 5 キロ程度

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

3. 各課からのお願い ～ご協力をお願いします～

◎廃棄物の減量と分別にご協力を！

事業系ごみの処理は事業者の責務です。適正処理とともに、ごみ減量と分別に努めましょう。

市では、中小企業基本法で定められた小規模企業者については、会社から出る紙類（ダンボールやOA用紙など）を無料で回収する制度がありますので、お問合せください。

◎「食品ロス削減」にご協力を！

フードドライブの活用、食べ物を残さず食べきるための小盛メニューやドギーバッグ（持ち帰り容器）の導入といった取組の実施により食品ロスの削減が図れます。

食品ロスの削減に関するイベントや情報を発信していきますので、ご協力をお願いします。



問合せ

摂津市 生活環境部 環境業務課 ☎072-634-0210

◎野焼きの禁止について

法令で定められた基準を満たさない焼却炉や、ドラム缶等で廃棄物を燃やす『野焼き行為』は原則禁止となっています。



◎地下水の採取規制について

市では地盤沈下の防止のため、摂津市環境の保全及び創造に関する条例により、平成11年12月以降、新たに井戸を掘削し、動力を用いて地下水を採取することを原則禁止しています。



◎地球温暖化への適応策の取組にご協力を！

近年、猛暑日の増加に伴う熱中症や、頻発する異常気象による災害発生等、我々の日常生活に地球温暖化の影響が現れているため、その影響に適応するための取組が重要となってきています。

市では適応策の取組として、市内公共施設の一部に『ドライ型ミスト発生機』を設置し、熱中症予防の一環としてクールスポットの創出を促進しています。

事業者の皆様には、本市の適応策の取組についてご理解いただき、普及に向けご協力をお願いします。

◎環境美化ボランティア（びかぼ）制度に登録しませんか

市では、市内で自主的にまちの美化活動を行っていただける方を募集しています。いつでも、どこでも、気軽に取り組んでいただける制度です。事業所としても登録可能で、登録された場合は「びかぼビブス」（数量限定）をお渡しします。ぜひ、美しいまちづくりにご協力をお願いします。



登録はこちら



問合せ

摂津市 生活環境部 環境政策課 ☎06-6383-1364

脱炭素経営を始めませんか？

国は「令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。市でも「摂津市地球温暖化対策地域計画」を令和4年度(2022年度)に策定し、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを目標としています。

国が定める「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に則り、事業者のみならずにおかれましても、木材の利用の促進に努め、持続可能な事業活動を実施していただくようお願いいたします。

概要

脱炭素経営とは、脱炭素化を目標とした事業方針を定め企業経営を行うことです。経営リスク低減や成長のチャンスに繋がり、経営上の重要課題として全社を挙げて取り組むものです。

国や府でも、事業者における省エネ・創エネ・カーボンニュートラルの取組などを支援する補助金制度があります。

1. 脱炭素化に取り組むメリット

①エネルギーコストの削減

温室効果ガス排出量の削減に貢献するだけでなく、燃料費や光熱費といったエネルギーにかかるコストを削減できる。

②優位性の構築・ブランディングの強化

知名度や認知度が向上し、自社製品の競争力の確保・強化に繋がる。

③レジリエンスの強化

太陽光発電や蓄電池システムの設置により、万が一の事態が発生した際も、速やかに事業復帰ができる。

2. 脱炭素社会の実現のために何をすれば良いのか

ステップ1：二酸化炭素排出量の把握（見える化）

見える化によって、エネルギーの無駄が把握できる。

ステップ2：二酸化炭素排出量の削減

見える化によって把握した二酸化炭素排出量を削減していく必要がある。

まずは取り組みやすい対策から始め、中長期的に取り組んでいく対策についても、計画的に削減していくプランを作る。

3. 削減対策の三本柱

- (A)効率の良い設備の導入、既設設備の部分更新や機能の付加による省エネ
- (B)バイオマスや水素などへの二酸化炭素フリーのエネルギー源への燃料転換
- (C)自家発電・自家消費の再生可能エネルギーの導入



<国・大阪府による事業者向けのサイト及び補助金制度のご紹介>

①省エネポータルサイト【経済産業省 資源エネルギー庁】

②脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）【環境省】

③・事業者向け太陽光発電の共同調達支援事業

・令和8年度 中小事業者高効率空調機導入支援事業 など

（問合せ）おおさかスマートエネルギーセンター

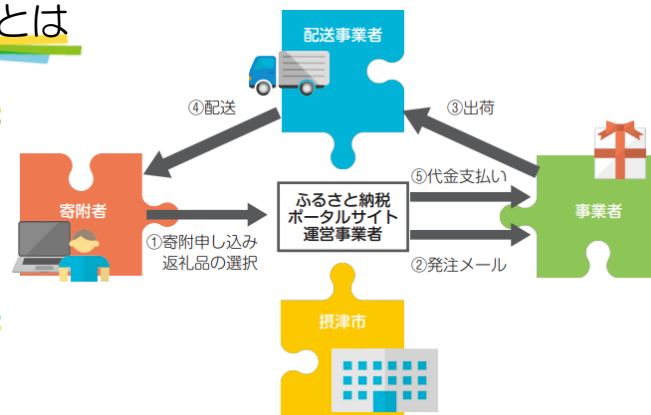
【大阪府 脱炭素・エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ内】 ☎06-6210-9254

摂津市ふるさと応援寄附金 返礼品登録事業者募集中



摂津市ふるさと応援寄附金とは

生まれた故郷や応援
したい自治体に寄附
できる制度



 事業者のメリット

①販路拡大

全国各地にPRでき、新たな販路
拡大ツールとして期待できます。



②手数料&送料不要

掲載や発送に係る費用は不要で
す。



 摂津市では、市の魅力発信や地場産業の活性化に
つながる物品及びサービス等を募集しています。 

例えば、こんなものがあります。

摂津市内で生産、製造又は
加工等が行われてるもの



摂津市内で提供できる
体験型サービス



※総務省地場産品基準のいずれかに該当すること

 ふるさと納税に関する問合せ

摂津市 市長公室 広報課

☎ 06-6383-5801

返礼品の条件等
詳しくは市HPから



4. 摂津市商工会のご案内

「どうすればいいの？」と悩んだら、
商工会にご相談ください

お店を **開業** したい

販路開拓 したい

事業承継 したい

資金繰り を
安定 させたい



資金調達
サポート

販路拡大

経営相談

共済・労務
福利厚生

交流

創業支援や経営相談、各種手続きのサポートなど事業者のみなさまを幅広く支援しています。



摂津市商工会

SETTSU CITY SOCIETY OF COMMERCE AND INDUSTRY



経営相談・セミナー



商工会は経営者専用の相談窓口です。専門家と連携して様々な悩みをサポートします。

創業支援



お店をはじめたいです。
何から手を付けたいのでしょうか？

届出などの諸手続き、事業計画の作成、資金調達などをサポートします。定期的に開催するセミナーを通じて、創業に役立つ情報を提供しています。

創業支援メニュー

- ・ 創業セミナー
- ・ 特定創業支援等事業
- ・ 窓口相談
- ・ 金融機関の紹介



(創業セミナーの様子)

各分野の専門家が無料でアドバイス

顧客とトラブルになってしまった。
誰に相談したらいいだろう？



商工会では様々な分野の専門家による個別相談を行っています(要予約)。

弁護士

税理士

社会保険労務士

行政書士

摂津ビジネスサポートセンター

他

事業承継支援



そろそろ息子に会社を任せたいので
進め方を教えてほしいです。

家族や従業員への事業譲渡のこと、M&Aや税金のことなど大阪府引継ぎ支援センターと連携して支援します。少しでも興味があればお気軽にご相談ください。

税務支援

帳簿の付け方や、税金の
仕組みがよくわかりません。



記帳方法や税金の仕組みの説明などを行います。ご自身で記帳・管理・確定申告までできるよう知識ゼロからでも丁寧にご案内します。

※窓口での税金相談は個人所得税・消費税に限ります。詳しく知りたい方は専門家相談(税理士)をご利用ください。

事業計画策定



補助金申請に必要な事業計画を
作りたいです。

小規模事業者持続化補助金などの各種補助金、ものづくり優良企業賞や融資の申請時など、あらゆる局面で将来を見据えた事業計画策定のサポートをいたします。

セミナーのご紹介

年間を通して販路開拓、人材採用など様々なテーマのセミナーを開催しています。参加費無料ですので気になるセミナーがあればお気軽にご参加ください。



セミナーテーマ実施例

販路開拓	人事労務	BCP策定
事業承継	創業	DX推進
人材採用	メンタルヘルス	SNS活用

摂津ビジネスサポートセンター

摂津市の事業者が経営や創業に関する課題・悩みを無料で相談できる伴走型支援センターです。事業の進め方や販路開拓・SNS活用やホームページ制作・新商品開発・創業支援など専門家が幅広くサポートします！(要予約制)



販路開拓して
売上を伸ばしたい

私たちが相談対応いたします！

新商品を
開発したい



センター長



IT専門家



資金調達サポート



資金調達として融資制度のご案内と補助金制度のご紹介をします。



資金を調達したいのですが…

マル経融資

一定の要件を満たした事業所が申し込める、日本政策金融公庫の **無担保無保証人** の融資制度です。

【要件】

- ・事業を1年以上経営していること
- ・6か月以上商工会の経営指導を受けていること
- ・商工会が適当と認めること

融資限度額2,000万円

金融機関への来店不要

金融相談会

月に一度、日本政策金融公庫担当者による窓口相談を行っています。また、年に二回「一日金融相談会」も実施しております。(要予約)

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の販路開拓や業務効率化を支援する補助金です。チラシ作成・ホームページ制作・設備導入などの経費の一部を補助。売上拡大や集客強化に取り組む事業者を応援します。

補助上限 50万円
(特例を活用した場合最大250万円)

補助率 2/3

※いずれの制度も申込条件や審査がございます。 ※時期によっては補助金の募集がない場合もあります。



共済・福利厚生・労務



役員・従業員の退職金積立制度や、いざというときに備える保険をご紹介します。

特定退職金共済

商工会会員企業で働く従業員の退職金制度です。

掛金は全額損金(必要経費)に算入できます。

1口1,000円から30口30,000円まで選択できます。

中小企業倒産防止共済

中小企業の連結倒産防止を目的とした制度で、取引先が倒産したとき無担保無保証人で借入ができます。

小規模企業共済

法人役員と個人事業主のための退職金制度です。事業の廃止・退職後の生活安定資金を積み立てます。

掛金は所得税・住民税の全額所得控除の対象です。

毎月1,000～70,000円で選択できます。

貸付限度額内で事業資金等の借入もOK

ほかにもあります！

優良従業員表彰 従業員の定着や勤労意欲向上を図ることを目的に、毎年優良従業員の表彰を実施しています。

定期健康診断 公民館・商工会での集団検診や、事業所への出張健診も実施しています。会員料金で受診できます。

労働保険事務委託



労働保険の事務処理を
代行してもらえますか？

労働保険の事務委託を行っています

事業主のみなさまに代わって、労働保険(労災保険・雇用保険)に関する各種届出、保険料の申告・納付などの事務手続きを行います。

(事務委託手数料 1,000円/月)

こんなメリットも！

事業主や役員、家族従業者
の労災加入ができます

保険料の分割納付OK
(年3回)

一人親方労災

労災保険に加入しないと
現場に入れないケースが
増えている…

従業員はいないので自分
だけ労災保険に入りたい



一人親方労災へ加入できます

建設の事業を行う一人親方については労働者と同様の業務を行っていることが多いため、一定の要件を満たす場合、労災保険に加入できます。

(事務委託手数料 500円/月)

出 販路拡大

イベントなどを通じて販路拡大を支援します。

北摂地デカラフェスタ、大阪勤業展、ビジネスマッチングフェアなど様々なイベントへの参加などが可能です。



北摂地デカラフェスタ

「北摂ブランド」を構築・浸透させるため、北摂地域の商工会・商工会議所が連携して開催しています。



まちゼミ

店主が講師となり、プロならではの知識などを地域の方へ伝える少人数ゼミ。事業者さまの魅力を知ってもらう機会の一つとなっています。



せっくキッズファクトリー

「ものづくりのまち摂津」の町工場をめぐるイベントです。子どもたちにもものづくりの体験を通じて自身の将来の仕事について考えてもらう機会として開催しています。



摂津ブランド

市と商工会は、優れた商品や技術を「摂津優品」「摂津優技」として認定。市内企業の魅力を発信し、知名度向上や販路開拓を支援しています。



ビジネスマッチングフェア

様々な業種の会員が集まり、情報交換や販路開拓、ビジネスパートナーの発掘を行う機会として開催しています。

ザ・ビジネスモール

全国最大規模の商取引サイトを無料でご利用できます。取引検索や、自社PRの掲載機能などがあります。

オンラインでもPR!



大阪勤業展

大阪府内の中小企業等が一同に会する多業種型総合展示商談会を毎年開催しています。



交流

普段知り合うことのない方との交流ができます。

青年部

45歳以下の経営者・後継者等で構成されている若手経営者の団体です。摂津市を盛り上げる地域活性化事業や、経営者同士の交流を行っています。



女性部

地域の商工業を盛り上げたいと考える商工業に携わる女性のあつまりです。女性ならではの視点から婚活イベントや祭りの模擬店出店などの活動をしています。



年賀交歓会

摂津市と共催で、毎年1月に摂津市内の企業・関係団体・行政機関等が集い新年を祝います。



会費

月額1,000円～
(年額12,000円～)

従業員数に応じて料金が変動します。

従業員数	月額	年額
0人	1,000円	12,000円
1～4人	1,500円	18,000円
5～9人	2,000円	24,000円
10～29人	3,000円	36,000円

30人以上はお問合せください。

お問合せ

摂津市商工会

〒566-0021 摂津市南千里丘4-35 3階

TEL:06-6318-2800

FAX:06-6318-2555

<https://settsu-sci.jp/>

摂津市商工会



5. 摂津地区人権推進企業連絡会

～企業での「人権」の取組みに！～

概要

- ・摂津地区人権推進企業連絡会（略称：摂津人企連）は、昭和54年(1979年)7月5日に発足しました。
- ・摂津人企連は、企業の立場から、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

摂津人企連 の活動内容



年間の活動と研修支援

- 会員企業の皆様には、下記のような研修会に参加していただけます。【無料】
 - 5月頃 …… 定期総会記念講演会
 - 8月頃 …… 人権啓発学習会（職場内の様々な職層の方々にご活用いただけます）
 - 11月頃 …… フィールドワーク研修会（同和問題について学習）
 - 2月頃 …… ふれあい学習会（障がい者雇用に積極的に取り組む会社を訪問）
 - 3月頃 …… 全体研修会（摂津市商工会・ハローワークと共催の研修）
- 上部組織である「大阪企業人権協議会」が主催する「人権リーダー養成講座」の受講料を負担します。
- ご要望いただければ、事業所内での研修を行われる際に講師を派遣いたします。【無料】
※研修内容によっては、上部組織からの講師派遣【有料】をご案内する場合があります。



DVD貸出と啓発活動

- DVDの貸し出し
事業所内の教育にお使いいただける啓発DVDの貸し出しを行っております。
また、ご希望の会員企業にはDVDプレーヤーやプロジェクターの貸し出しも行っております。
※所蔵タイトルについては事務局までお問い合わせください。
- 人権啓発標語の募集
2年に1度、人権啓発に関する標語を募集しています。優秀作品には、表彰状と記念品を贈呈いたします。
また、最優秀作品は受賞後2年間、摂津人企連の封筒および啓発グッズに印刷して啓発活動に使用させていただきます。



きめ細かな情報発信

- 月次活動報告の配信
毎月の活動報告を月初めにメール配信で報告いたします。
- 人権啓発情報誌の配布
購読を希望される会員企業には、「一般社団法人部落解放・人権研究所」が発行する情報誌「ヒューマンライツ」を毎月配布します。
- 人権研修冊子や各種研修等の案内送付



年会費 **20,000円**

●お問い合わせ
摂津人企連事務局（摂津市役所産業振興課）

TEL：06-6383-1362

6. 各種相談業務について

～トラブルの防止・解決に！～

概要

それぞれの分野でのトラブルの防止・解決のため、各種相談で適切な助言など行います。

内容

◎労働相談

人事、労務で悩んでいることやパワハラ・セクハラなど職場でのトラブルの対処方法などに関する助言を行います。相談は無料、もちろん秘密厳守です。事業主の方も遠慮なくご相談ください。

- ◎日時：第2・第4水曜日13時～16時（予約優先）
- ◎場所：市役所新館4階 産業振興課（相談室）

◎就労相談（地域就労支援センター）

求職中の方への助言、専門機関の紹介などを行います。

- ◎日時：毎週月曜～金曜日9時～17時15分
- ◎場所：市役所新館4階 産業振興課
- ※仕事の紹介や斡旋は行っておりません。

◎消費生活相談

商品の購入や契約に関するトラブル、消費者の利益・安全に関する苦情・要望などに助言を行います。

- ◎日時：毎週月曜～金曜日9時～17時
※受付は16時30分まで
- ◎場所：市役所新館4階
消費生活相談ルーム（産業振興課内）
☎06-6383-2666

◎多重債務相談

司法書士が、借金（債務）の返済・整理・解決に向けて、具体的な助言を行います。

- ◎日時：毎月第1木曜日（司法書士） 14時～17時
※事前予約制です。
- ◎場所：市役所新館4階
消費生活相談ルーム（産業振興課内）
☎06-6383-2666

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362

7. その他の支援情報等

新たな情報は…

便利帳に掲載している制度のほか、新たな情報は、摂津市ホームページに随時掲載いたしますので、ホームページをご確認ください。



摂津市ホームページ

また、摂津市では、市の魅力をより一層多くの方に伝えられるよう、摂津市LINE公式アカウントで情報発信をおこなっています。イベント情報や市のお知らせのほか、災害時などには緊急情報を発信します。さらに、あらかじめ受信設定することで、希望のカテゴリーの情報を受信できる、セグメント配信機能もあります。ぜひ摂津市アカウントの「友だち追加」と「事業者向け」情報の受信設定をお願いします。



摂津市LINE公式アカウントの登録はこちら



LINEに関する問合せ

摂津市 市長公室 広報課 ☎06-6383-5801